

アメリカのとうもろこしの大豊作を受けて80～90ドル台で推移していたが、93/94年度のアメ리카の飼料穀物の減産を受け強含みとなり、93年11月以降100～110ドル/ト台で推移している。

カナダの日本向けの大麦のFOB価格もコーンの価格に影響され、88年7月には、142ドル/トまで急騰し、その後軟調基調となり、93年9月には95ドル/トまで下降した。

その後、93/94年度のアメ리카の飼料穀物の減産により相場は、93年12月以降100～110ドル/ト台で推移している。

## 4 国際小麦協定

### (1) 協定の成立経緯

小麦の国際穀物協定の歴史は古く、最初に成立したのは1933年にさかのぼるが、国際小麦協定としては、最高・最低価格を定め、輸出入国ともこれを遵守するという、いわゆる価格帯方式が導入された1949年である。その後67年には、小麦、粗粒穀物又はこれにかわる現金を拠出し、開発途上食糧不足国に援助を行うことを内容とする食糧援助規約が設けられ、小麦貿易規約とともに国際小麦協定を構成することとなった。71年の協定改定交渉において、価格帯及びこれに関する権利義務条項の合意に失敗し、71年以降、小麦貿易規約は経済条項がなくなり、食糧援助規約は67年規約をほぼ継承する形の協定となった。その後小麦貿易規約は、86年まで7回単純延長、援助規約は80年に改定された後、両規約は、前規約を修正、改善したものとして86年3月に採択され、新たな小麦貿易規約及び食糧援助規約により構成される86年国際小麦協定が成立し、7月1日より発効した。

### (2) 1986年国際小麦協定の主な内容

#### ア 小麦貿易規約

(ア) 小麦、その他の穀物の貿易のすべての側面について国際協力を促進すること。

(イ) 国際穀物市場の安定に寄与すること。

(ウ) 穀物の貿易に関する情報交換及び討議の場を提供すること。

(エ) 経済条項をもつ規約の交渉の場を提供すること。

#### イ 食糧援助規約

(ア) 国際社会の共同の努力により、開発途上国に対し、毎年1,000万ト以上の食糧を援助するという世界食糧会議の目標の達成を確保すること。

(イ) 援助品目は、小麦、大麦(裸麦を含む)、とうもろこし、ミレット、オート、ライ麦、ソルガム、米、

その他人間の消費に適する種類の穀物で食糧援助委員会が決めるもの、又はこれらを原料とする産品(二次加工した産品を含む)とする。

(ウ) 最小提出義務量の合計は、761万7千トとする(我が国の年間最小提出義務量は30万ト)。

(エ) 現金拠出による穀物の買入は、食糧援助規約又は小麦貿易規約の加盟国から行うとともに、これら双方の規約の加盟国である開発途上国から優先して行うこと、ただし、加盟国でない開発途上国からの穀物の買入を排除するものでない。

### (3) 最近の国際小麦協定に関する動向

86年国際小麦協定は、91年の延長に続いて、93年6月の第119回国際小麦理事会及び第66回食糧援助委員会において、1995年6月30日まで再度延長された。

## 第6節 米価及び麦価

### 1 米価審議会

(1) 5年度に開催された米価審議会は、以下のとおりである。

第1回 6月2日 5年産麦の政府買入価格について

第2回 7月30日及び31日 5年産米の政府買入価格について

第3回 11月8日及び9日 米麦の政府売渡価格について

(2) 前委員の任期満了に伴い、5年3月10日、米価審議会委員として、次の23名が任免された(50音順敬称略)。

池田昭雄(全国農業会議所専務理事)、今村奈良臣(東京大学教授)、内田公三((社)経済団体連合会常務理事)、大橋松(栃木県地域婦人連絡協議会会長)、加倉井弘(日本放送協会解説委員)、加藤隆司(山一証券経済研究所取締役理事)、岸康彦(日本経済新聞社論説委員兼編集委員)、小金芳弘(東洋学園大学教授)、小林正人(全国食糧事業協同組合連合会会長)、澤澄守(日本穀物検定協会会長)、鹿垣初義(全国農業協同組合連合会会長理事)、菅原健(全国町村会常任理事)、祖田修(京都大学教授)、嶋田忠彦(東京都立大学教授)、林部(武庫川女子大学教授)、平石信一郎(新潟県指導農業者)、堀内巳次(全国農業協同組合中央会会長)、水野正一(中京大学教授)、森定進(日本生活協同組合連合会副会長理事)、山極裕司(全国農業改良普及協会会長)、山崎耕宇(東京大学教授)、渡邊五郎(日本中央競馬会理事長)、和田正江(主婦連合会副会長)

なお、5年7月16日に任命された栗田幸雄（福井県知事）、米山繁男（全日本農民組合連合会副会長）を含め、3月10日現在で25名が任命されている。

## 2 米 価

### (1) 生産者米価

#### ア 概要

平成5年産米の政府買入価格は、7月31日の持回り閣議において以下のとおり決定され、平成5年8月10日、農林水産省告示893号として告示した。

| 平成5年産米柄の政府買入価格について<br>〔平成5年7月31日〕<br>閣 議 決 定 |            |
|----------------------------------------------|------------|
| うち1～5類1～2等平均包装込み生産者手取り<br>予定価格               |            |
| 60キログラム当たり                                   | 16,392円    |
| このうちから                                       |            |
| (1) 銘柄間格差は、3類を基準として、次のように支払う。                |            |
|                                              | 60キログラム当たり |
| 1 類                                          | 400円       |
| 2 類                                          | 250円       |
| 4 類                                          | －350円      |
| 5 類                                          | －750円      |
| (2) 等級間格差は、1等を基準として、次のように支払う。                |            |
|                                              | 60キログラム当たり |
| 2 等                                          | －320円      |
| 3 等                                          | －1,320円    |
| (3) 包装代は、次のように支払う。                           |            |
| か ま す 1かます (60キログラム) 当たり                     | 246円       |
| A 麻 袋 1袋 (60キログラム) 当たり                       | 211円       |
| 紙 袋 1袋 (30キログラム) 当たり                         | 82円        |
| 樹 脂 袋 1袋 (60キログラム) 当たり                       | 203円       |

また、政府買入価格の決定と併せ、政府と与党自民党との間の均衡により、当面の米需給の状況にかんがみ、用途別の多様な需要に的確に対応していくとの観点から、緊急特例の措置として、政府米、他用途利用米の集荷促進を図り、環境期における集荷を円滑に進

めるための関連対策を実施することが決定された。

なお、本年の米価審議会は、生産費調査の結果が米価審議会の開催よりも早い段階で公表されたこと等から、前期・後期方式ではなく、課間と同時に政府試算値を示して審議を行うという方式が採られた。

#### イ 米をめぐる事情

##### (ア) 米の需給事情

米の消費量は、食生活の多様化を背景として、昭和38年度の1,341万トン进行ピークとして漸減し、現在では1,000万トン程度の水準となっている。一方、潜在生産量については、単収の向上等から現在でも消費量を相当上回る水準となっており、引き続き生産調整が必要な状況となっている。

しかしながら、3年産が不作（作況指数95）であったこと等から昨年10月末の持越在庫は26万トンと適正とされる水準を大きく下回り、また、5年10月の持越在庫についても35～45万トン程度にとどまるものと見込まれる結果となった。

このため、米の全体的な需給及び価格の安定を図る観点から、計画的な在庫造成を図ることとし、新たな生産調整対策として平成5年度から3年間にわたり、水田営農活性化対策（転作等目標面積、67万6千ha）を実施することとなった。

##### (イ) 米に対する国際事情

米の内外価格差について厳密に国際比較を行うことは困難であるが、あえて比べてみると、平成4年の生産者価格は、近年の円高の影響等により米国の7.0倍、タイの11.0倍となっており、一方、消費者価格は、米国の2.6倍、タイの6.6倍となっている。

このような価格差は、わが国の国土条件の制約や高度に工業化し賃金水準が高いこと及び近年の急速な円高の進行等によるものと考えられるが、今後は、さらに、経営規模拡大や生産組織の育成を通じて稲作の生産性の向上を推進し、国民の納得の得られる価格での安定的供給に努めることが重要であると考えられる。

一方、昭和61年に9がつに始まったガット・ウルグアイ・ラウンド交渉は、8年目に入った平成5年度も継続中であった。

このうち、農業分野については、平成3年12月にダンケル事務局長から最終合意案が提示された後も、米国とECの対立等から交渉が難航し、更に、5年に入ってから米国の政権交代もあり、交渉は休止状態のまま推移してきた。

その後、クリントン大統領は、ウルグアイ・ラウンドの実質的な合意期限を5年12月15日までとするファースト・トラック法案を7月3日に成立させ、年内に

ウルグアイ・ラウンドの合意をめざすという米国政府の立場を明確にした。

これを受けて、7月上旬に開催された東京サミットでも、交渉の年内集結が確認され、7月中旬からジュネーブにおける交渉が再開された。

#### ウ 農業団体の要請

全国農業協同組合中央会（全中）は、5月29日に「平成5年産米の政府買入価格ならびに米の生産・流通等に関する要請」を決定した。

政府買入価格についての要請の内容は、政府買入価格の水準について、現行の政府買入価格が、再生産を確保する生産費と所得を補償する水準（全中試算20,629円/60kg）を大幅に下回っているばかりか、生産に必要なぎりぎりの費用（4年から採用した、実際に経営外部に支払わない自己資本利子及び自作地地代を除いた方式であり、全中試算17,217円/60kg）をも償っていないとした上で、「平成5年産米の政府買入価格は、稲作所得の下支え機能を発揮する観点および全量集荷対策ならびに制度別・用途別需給均衡化対策を円滑に進める観点から、現行価格を引き上げること」と、昨年に引き続き米価引上げの要請を行った。

また、算定方式や算定要素についても、「（現在の地域方式では）稲作全体に必要な投下コストを反映していないばかりか、農家の生産性向上の努力とその動向が十分反映していないので見直すこと」、「家族労働報酬を政府の「新政策」で示す生涯所得に見合う所得が確保できる水準とするなど、適正な評価に改善すること」などの要請を行った。

#### エ 米価決定をめぐる経緯

米価審議会については、当初、6月25日に前期米審、7月1日に後期米審を開催することが予定されていたが、6月18日の衆議院本会議において内閣不信任案が可決され、同日、衆議院が解散されたことから、その開催が延期されることとなった。

その後、本年産米の集荷を適正かつ円滑に進めていく観点から、実際に政府米が出回る前の7月30、31日に米価審議会を開催することが決定された。

また、その運営方式については、5月21日に開催された米価審議会委員懇談会において地域方式による算定について「やむを得ない」という意見が多く出されたこと、生産費調査の結果が7月20日と米価審議会の開催よりも早い段階で公表されていたことなどから、4年及び3年の前期米審・後期米審による運営方式ではなく、諮問と同時に政府試算値を示し審議を行うという方式が採られた。

#### オ 与党自民党における論議

与党自民党との調整についてはまず、7月27日より総合農政調査会（山本富雄会長）及び農林部会（柳沢伯夫部会長）の合同会議の後、米価に関する委員会（大河原太一郎委員長）に切り換えられ、5年度の米をめぐる諸事情の論議が行われた後、翌28日からは米価を中心とした活発な議論が行われた。

党における論議の中では、5年産の米価算定に地域方式を適用することについては特段の異論はなかったものの、5年の気候変動や災害、現行の価格水準が昭和51年産米価を下回っていること等の理由から、米価水準を引き上げるべきとの意見が例年になく多く出された。

このような状況の下で、7月29日の深夜以降、政府と自民党との間の折衝が行われ、翌30日の朝に至って平成5年産米価について米価審議会に据え置き諮問することと決着した。

その際、当面の米需給の状況にかんがみ、用途別の多様な需要に的確に対応していくとの観点から、緊急特例の措置として、政府米、他用途利用米の集荷促進を図り、端境期における集荷を円滑に進めるための関連対策（総額168億円）を実施することが決定された。

#### カ 米価審議会

##### (カ) 諮問と政府試算

米価審議会は7月30、31日に開催され、まず、政府からの諮問及び諮問の説明と米をめぐる全般的な諸事情の説明が行われた。その後、平成5年産生産者米価の政府試算値が示されたが、その内容は、地域方式によって算定し、当面の米需給の状況からみて用途別の多様な需要に的確に対応していく上で平成5年産米の適正な集荷を確保することが喫緊の課題となっていること等を考慮し、所要の調整額（60kg当たり359円）を加算した上で前年産と同額の60kg当たり16,392円とするというものであった。

#### 諮 問

平成5年産米穀の政府買入価格の決定に関し、我が国稲作の健全な発展を図るとの観点に立ち、需給事情にも配慮しつつ地域における生産性の高い稲作農家の生産費及び所得を考慮し、所要の調整を行い決定することにつき、米価審議会の意見を求める

平成5年7月30日

農林水産大臣 田名部 匡省

#### 諮 問 の 説 明

米穀の政府買入価格は、食糧管理法第3条第2項の規定により、生産費及び物価その他の経済事情を参照し、米穀の再生産の確保を図ることを旨として定めることになっており、その算定については、昭和35年以降生産費及び所得補償方式によりその時々

の需給事情等に応じて行ってきたところであります。このような中で、最近の米をめぐる諸情勢にかんがみ、生産性の高い稲作の担い手となる農家や生産組織・集団の育成を通じて稲作の一層の生産性の向上を図り、国民の納得の得られる価格での米の安定供給に努めることが重要な課題となっております。

また、米の需給事情につきましては、依然として潜在需給ギャップが存在しているため、本年度から水田営農活性化対策を実施しております。同対策の下では、本年10月末の持越在庫が適正水準を下回ると見込まれることから、転作等目標面積を67万6千haとし、各年30万トン程度の在庫増しを計画しております。

他方、一般経済情勢の面では、鈍化傾向にあるものの、引き続き労賃、物価等の上昇がみられております。

本年度米穀の政府買入価格につきましては、引き続き、全国の各農業地域の平均的な水準以上の高い生産性を実現している稲作農家をその地域において稲作を実質的に拒んでいる者であるとし、このような生産者の生産費を基礎とし生産費及び所得補償方式により算定し、以上の事情を総合勘案の上、所要の調整を行うこととしてはどうかということであり

#### 平成5年度米穀の政府買入価格の試算

##### I 算式

$$P = \frac{\frac{\sum C}{N}}{\frac{\sum H}{N}} \times 60$$

P：求める価格

C：価格決定年の前3年における各年の米販売農家（農業地域別（注）の平均生産費を上回る農家及び災害農家を除く。以下「対象農家」という。）の10a当たり平均生産費について、家族労働費については都市均衡労賃により評価替えし、物財・雇用労働費については物価

修正する等、価格決定年に評価替えしたもの  
(注) 北海道、東北、北陸、関東・東山、東海、近畿、中国、四国及び九州の9地域である

H：価格決定年の前3年における各年の対象農家の10a当たり平均収量

N：年数（3年）

##### II 算定

###### 1 求める価格

$$\frac{139,261\text{円}}{535\text{kg}} \times 60\text{kg} = 15,803\text{円}$$

###### 2 基準価格

$$15,618\text{円} + 185\text{円} = 15,803\text{円}$$

(求める価格) (運搬費)

###### 3 うるち3類1等裸価格

$$15,803\text{円} - \left( \begin{array}{l} 11\text{円} \\ \left( \begin{array}{l} 1 \sim 3\text{等} \\ \text{の} 1 \sim 5 \\ \text{類平均と} \\ 3\text{類との} \\ \text{格差} \end{array} \right) \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} 115\text{円} \\ \left( \begin{array}{l} 1 \sim 3\text{等} \\ \text{平均と} 1 \\ \text{等との格} \\ \text{差} \end{array} \right) \end{array} \right)$$

$$+ 359\text{円} = 16,266\text{円}$$

(調整額)

###### 4 うるち1～5類、1～2等平均、包装込み、生産者手取り予定価格

$$16,266\text{円} + \left( \begin{array}{l} 23\text{円} \\ \left( \begin{array}{l} 1 \sim 2\text{等} \\ \text{の} 3\text{類と} \\ 1 \sim 5\text{類} \\ \text{平均との} \\ \text{格差} \end{array} \right) \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} 77\text{円} \\ \left( \begin{array}{l} 1\text{等と} 1 \\ \sim 2\text{等平} \\ \text{均との格} \\ \text{差} \end{array} \right) \end{array} \right)$$

$$+ 180\text{円} = 16,392\text{円}$$

(包装代)

(注) 3の調整額は、うるち3類1等裸価格が前年と同額になるようにするためのものである。

##### (4) 主な論議

米価審議会における主な論議としては、生産者の立場に立つ委員を中心に、米の需給事情等を考えれば、生産者が意欲をもって取り組めるよう引き上げを図るべきであるという意見、また、消費者の立場に立つ委員を中心に、算定方式に基づき算定された数値とし、調整額を加えることなく引き下げを図るべきであるという意見があったが、その他多くの委員は、種々問題はあ

るが、諸般の事情を勘案すればやむを得ないという意見であった。

さらに、試算値以外に今後の米価制作のあり方を至急検討すべきであるという意見もあった。

##### (ウ) 答申

こうした論議を踏まえて答申の起算が行われ、31日午後3時、澤邊米審会長からの田名部農林水産大臣に答申が手交された。

政府買入価格については、各論を併記したものとなった。なお「最近における米の生産、流通、需給をめぐる諸情勢並びに農業構造の変化にかんがみ、今後の米価制作のあり方について早急に抜本的な検討を行い、その基本を確立するよう」という建議が併せてなされた。

### 答 申

本審議会は、7月30日政府から諮問のあった平成5年産米穀の政府買入価格に関して、下記のとおり答申する。

#### 記

平成5年産米穀の政府買入価格については、

- (1) 米の需給事情等を考えれば、生産者が意欲をもって取り組めるよう引上げを図るべきであろうとする意見
- (2) 算定方式に基づき算定された数値とし、調整額を加えることなく引下げを図るべきであるとする意見
- (3) その他多くの委員は、種々問題はあるが、諸般の事情を勘案すればやむを得ないとの意見であった。

よって、上記意見を踏まえ、適正に決定すること。

なお、本審議会は、最近における米の生産、流通、需給をめぐる諸情勢並びに農業構造の変化にかんがみ、今後の米価政策のあり方について早急に抜本的な検討を行い、その基本を確立するよう建議する。

平成5年7月31日

農林水産大臣 田名部 匡 雀 殿  
米価審議会会長 澤 邊 守

#### キ 決定

答申を受けた後、政府は同日7月31日の持回り閣議で平成5年産米穀の政府買入価格について政府試算値どおりとすることが決定された。

#### (2) 消費者米価

米穀の標準売渡価格は、食糧管理法第4条第3項の規定により、家計費及び物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。

米穀の標準売渡価格については、5年11月8、9日に開催された米価審議会に政府案が諮問され、9日に答申が行われた。政府は、この答申の趣旨を十分に踏まえ、政府案どおり米穀の標準売渡価格を定めた。

#### ア 米価審議会への諮問

### 諮 問 (抜粋)

米穀の標準売渡価格については、平成5年産米穀の政府買入価格を前年産米穀と同額としたこと、米穀の需給動向、財政の事情等を総合的に考慮し、当面はこれを据え置くこととしてはどうかと考える。これらについて米価審議会の意見を求める。

平成5年11月8日

農林水産大臣 畑 英次郎

#### イ 諮問についての説明

##### 標準売渡価格

米穀の標準売渡価格については、

(ア) 平成5年産米穀の政府買入価格については、前年産価格と同様の方式によって算定し、所要の調整を行い、前年産米穀と同額としたこと。

(イ) 最近の米の需給動向につきましては、本年産米の作柄が想像を絶する異常気象により戦後最低の水準となったこと等を踏まえ、来年度以降の水田営農活性化対策について、平成6年度及び7年度における転作等目標面積を軽減する等の所要の措置を講ずることとしたこと。

(ウ) 米に係る財政負担については、なお相当の額に上っており、政府管理経費の縮減合理化等により、今後ともその縮減を図っていく必要があること。以上のよすな事情を総合的に考慮し、現行どおりとした。

#### ウ 米価審議会答申

### 答 申 (抜粋)

本審議会は、11月8日政府から諮問のあった米穀の標準売渡価格について、次のとおり答申する。

#### 記

1 米穀の標準売渡価格については、平成5年度米の政府買入価格を据え置いたこと、本年度米の異例の作柄の下で価格の安定を図る緊要性等から、諮問通り据え置くことは賛成である。

#### (附帯意見)

1 本年の異例の需給事情にかんがみ、米の需給及び価格の安定に万全を期するとともに、今後の集荷状況等を見極めつつ、本米穀年度の米需給の見通し、米の緊急輸入等の情報の適時適切な提供に努めること。

2 近年の制度別・用途別の需給、価格の動向等に

かんがみ、自主流通米、政府米及び他用途利用米の今後の基本的な位置づけについて検討を急ぐこと。

- 3 緊急輸入に係る外国産米の売渡価格については、国内産米の価格水準を踏まえつつ、外国産米の品質等について実需に即した適正な評価を行うこと。

平成 5 年 11 月 9 日

農林水産大臣 畑 英 次 郎 殿  
米価審議会会長 澤 邊 守

米穀の標準売渡価格  
(水稲うるち玄米正味 60kg 当たり円)

| 区分<br>等級 | 1 類             | 2 類             | 3 類             | 4 類             | 5 類             |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 等      | 19,523<br>(569) | 18,647<br>(543) | 18,081<br>(527) | 17,514<br>(510) | 16,948<br>(494) |
| 2 等      | 19,193<br>(559) | 18,318<br>(534) | 17,751<br>(517) | 17,185<br>(501) | 16,618<br>(484) |
| 3 等      | —<br>(454)      | —<br>(442)      | 15,586<br>(454) | 15,174<br>(442) | 14,659<br>(427) |

(注) 1 ( ) 内は、消費税額分である。

2 1 類、2 類、3 類、4 類及び 5 類とは、「平成 5 年産米穀の政府買入の価格を定める件」(平成 5 年 8 月 10 日農林水産省告示第 893 号)に掲げる 1 類から 5 類までにそれぞれ該当する水稲うるち玄米をいう。

### 3 麦 価

#### (1) 麦の政府買入価格

平成 5 年産麦の政府買入価格については、6 月 2 日に開催された米価審議会に前年産麦と同額とする内容の政府案が諮問され、同日答申が行われた。この答申を受け、5 年産麦の政府買入価格は 6 月 3 日に政府案どおり決定され、6 月 8 日に農林水産省告示第 710 号をもって告示された。

政府買入価格は、前年度に引き続き据置きとなったが、これは、基本価格の算定結果が現行価格とほぼ同水準となったこと、基幹的論作作物としての重要性等を考慮して、基本価格に所要の調整を行ったものである。

#### 諮 問

平成 5 年産麦の政府買入価格について、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するとともに品質の改善に資するとの観点に立ち、主産地の生産費を基礎に所要の調整を行って決定することにつき、米価審議会の意見を求める。

平成 5 年 6 月 2 日

農林水産大臣 田名部 匡 雀

#### 諮 問 の 説 明

麦の政府買入価格は、食糧管理法第 4 条ノ 2 第 2 項の規定により、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮して定めることとなっております。

上記の規定に基づく麦の政府買入価格につきましては、昭和 63 年の御答申の趣旨に即し、昭和 63 年産麦から、麦の主産地における生産費を基礎に所要の調整を行って決定してきております。

本年産麦の政府買入価格の算定につきましては、上記答申の趣旨に即し、間接統制・無制限買入制の下での政府買入価格の本来の趣旨及びこの制度の円滑な運営の確保と土地利用型作物としての重要性を念頭に置き、今後とも麦作の安定的な発展を図るため、麦作に取り組む農家の意欲に及ぼす影響にも配慮しつつ、生産性の向上の的確な反映と品質の改善に資するとの観点に立つて行うことといたしております。

具体的には、麦の主産地における平均規模以上の規模層の全算入生産費を基礎とし、所要の調整を行って算定することとしてはどうかということであり

以上のような考え方によりました場合の平成 5 年産麦の政府買入価格につきましては、後ほど資料により御説明申し上げます。

#### 平成 5 年産麦の政府買入価格の算定

##### (ア) 小麦の政府買入価格

##### a 基本となる価格の算式

$$P = \frac{\frac{\sum \bar{C}}{N}}{\frac{\sum H}{N}} \times 60$$

P：基本となる価格

$\bar{C}$ ：価格決定年の前 3 年における各年の主産地

(北海道(畑)、群馬(田)、埼玉(田)、栃木(田)、福岡(田)、熊本(田)、及び佐賀(田))

の生産農家(北海道及び主産地に係る 6 県の平均作付規模未満の農家及び災害農家を除く。)の 10 アール当たり平均生産費(以下「平均生産費」という。)について、費用合計については物価修正する等の修正を行ったもの

$\overline{H}$ ：価格決定年の前3年における各年の主産地の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家を除く。）の10アール当たり収量を平準化した収量

$N$ ：年数（3年）

b 基本となる価格の算定

基本となる価格（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム、裸価格）

$$\frac{62,736\text{円}}{414\text{kg}} \times 60\text{kg} = 9,092\text{円}$$

c 基本となる価格に所要の調整を行った算出価格

$$P_A = P + A$$

$P_A$ ：基本となる価格に所要の調整を行った算出価格

$P$ ：基本となる価格

$A$ ：調整額

$$A = (P_A - P)$$

$P_{A1}$ ：平成4年産小麦（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム）の政府買入価格（裸価格）

算出価格（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム、裸価格）

$$9,092\text{円} + (9,110\text{円} - 9,092\text{円}) = 9,110\text{円}$$

(i) 大麦及びはだか麦の政府買入価格

大麦及びはだか麦の政府買入価格は、1の小麦の政府買入価格の算定結果に準拠して算出する。

a 大麦

$$P_B = P_{B1} \times \left( \frac{P_A}{P_{A1}} \right)$$

$P_B$ ：平成5年産大麦（銘柄区分Ⅱ・1等50キログラム）の政府買入価格（裸価格）

$P_{B1}$ ：平成4年産大麦（銘柄区分Ⅱ・1等50キログラム）の政府買入価格（裸価格）

$P_A$ ：平成5年産小麦（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム）の政府買入価格（裸価格）

$P_{A1}$ ：平成4年産小麦（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム）の政府買入価格（裸価格）

算出価格（銘柄区分Ⅱ・1等50キログラム、裸価格）

$$6,540\text{円} \times \left( \frac{9,110\text{円}}{9,110\text{円}} \right) = 6,540\text{円}$$

b はだか麦

$$P_C = P_{C1} \times \left( \frac{P_A}{P_{A1}} \right)$$

$P_C$ ：平成5年産はだか麦（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム）の政府買入価格（裸価格）

$P_{C1}$ ：平成4年産はだか麦（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム）の政府買入価格（裸価格）

$P_A$ ：平成5年産小麦（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム）の政府買入価格（裸価格）

ラム）の政府買入価格（裸価格）

$P_{A1}$ ：平成4年産小麦（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム）の政府買入価格（裸価格）

ラム）の政府買入価格（裸価格）

算出価格（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム、裸価格）

$$9,421\text{円} \times \left( \frac{9,110\text{円}}{9,110\text{円}} \right) = 9,421\text{円}$$

(v) 銘柄区分別の政府買入価格

麦の種類別の銘柄に応じⅠ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの銘柄区分を設ける。

銘柄区分Ⅰの価格は、銘柄区分Ⅱの価格に60キログラム当たり600円（大麦の場合は50キログラムに換算して500円）を加えて得た額とする。

銘柄区分Ⅲの価格は、銘柄区分Ⅱの価格から60キログラム当たり300円（大麦の場合は50キログラムに換算して250円）を控除して得た額とする。

銘柄区分Ⅳの価格は、銘柄区分Ⅱの価格から60キログラム当たり900円（大麦の場合は50キログラムに換算して750円）を控除して得た額とする。

(vi) 等級別の政府買入価格

麦の種類別の等級に応じ、2等の価格は、1等の価格から60キログラム当たり、1,100円（大麦の場合は50キログラムに換算して917円）を控除して得た額とする。

(vii) 政府買入価格は、(v)、(i)、(v)及び(vi)により次のとおりとする。

| a 小麦   |    | (60キログラム当たり、円) |       |       |       |
|--------|----|----------------|-------|-------|-------|
| 銘柄区分   | 等級 | Ⅰ              | Ⅱ     | Ⅲ     | Ⅳ     |
| 1等     |    | 9,710          | 9,110 | 8,810 | 8,210 |
| 2等     |    | 8,610          | 8,010 | 7,710 | 7,110 |
| b 大麦   |    | (50キログラム当たり、円) |       |       |       |
| 銘柄区分   | 等級 | Ⅰ              | Ⅱ     | Ⅲ     | Ⅳ     |
| 1等     |    | 7,040          | 6,540 | 6,290 | 5,790 |
| 2等     |    | 6,123          | 5,623 | 5,373 | 4,873 |
| c はだか麦 |    | (60キログラム当たり、円) |       |       |       |
| 銘柄区分   | 等級 | Ⅰ              | Ⅱ     | Ⅲ     | Ⅳ     |
| 1等     |    | 10,021         | 9,421 | 9,121 | 8,521 |
| 2等     |    | 8,921          | 8,321 | 8,021 | 7,421 |

### 答 申

平成5年産麦の政府買入価格の諮問に対し、次のとおり答申する。

### 記

政府案については、

(i) 最近における生産意欲の減退、作付面積の減少

の動向から見て価格の引き上げを図るべきである。

(2) 麦をめぐる諸情勢から見て基本価値に調整額を加えることなく、引き下げるべきである。

との意見があったが、その他多くの意見は、政府案に賛成又はやむを得ないとのことであったので、この際政府案によることはやむを得ないものと認める。

(附帯意見)

(1) 国内農業における麦作の位置付けを明らかにし、地域の態様に応じた振興対策を講ずること。

(2) 麦の新品種等の開発の促進には特段の配慮をし、成果の普及に努めること。

(3) 麦作をめぐる諸情勢の変化を見極め、麦価算定のあり方について検討すること。

平成5年6月2日

農林水産大臣 田名部 匡 雀 殿  
米価審議会会長 澤 遼 守

## (2) 麦の標準売渡価格

麦の標準売渡価格について、政府は5年11月8日・9日に開催され米価審議会に平均10.4%引き下げることと内容とする諮問を行い、米価審議会から9日夕答申がとりまとめられた。政府は、この答申及び審議内容を受け関係方面とも協議のうえ、11月10日政府案どおり平成5年12月20日より麦の標準売渡価格を改定することを決定し、これを平成5年11月19日付け農林水産省告示第1374号をもって告示した。

### ア 諮問(抜粋)

麦の標準売渡価格については、最近における麦管理の運営の実情、外国産麦の国際価格、為替相場の動向等を総合的に考慮し、これを改定する必要があると考える。これらについて米価審議会の意見を求める。

平成5年11月8日

農林水産大臣 畑 英次郎

### イ 諮問についての説明

麦の標準売渡価格は、食糧管理法第4条ノ3第3項の規定により、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計費を安定させることを旨として定めるべきこととなっております。

平成5年産麦につきましては、主要生産国の異常気象の影響から、良質な小麦の国際価格は上昇しておりますが、為替相場は円高基調で推移しております。

異常のような事情を総合的に考慮し、麦の標準売渡価格につきましては、麦の生産、流通、消費に及ぼす影響等に配慮しつつ、極力内外価格差の縮小を図るとの考え方に立って、これを改定してはどうかということとであります。

### ウ 麦の標準売渡価格及びその算定の説明

#### (ア) 標準売渡価格

現行対比

小 麦(銘柄区分Ⅱ・1等正味60kg当たり)  
2,662円(▲305円)

うち消費税額 78円

{ 正味100kg当たり 4,437円(▲508円)  
うち消費税額分 130円 }

外国産小麦(アメリカ産ウエスタン・ホワイト No.2  
正味100kg当たり)

5,326円(▲618円)

うち消費税額分 155円

外国産小麦(カナダ産ウエスタン・レッド・スプリ  
ングNo.1(たん白含有量13.5パーセン  
トもの)正味100kg当たり)

5,961円(▲692円)

うち消費税額分 174円

大 麦(銘柄区分Ⅱ・1等正味50kg当たり)  
1,925円(▲224円)

うち消費税額分 56円

{ 正味100kg当たり 3,850円(▲448円)  
うち消費税額分 112円 }

外国産大麦(オーストラリア産ツーロウNo.2 正味100  
kg当たり)

3,679円(▲428円)

うち消費税額分 107円

は だ か 麦(銘柄区分Ⅱ・1等正味60kg当たり)  
2,527円(▲293円)

うち消費税額分 74円

{ 正味100キログラム当たり 4,212円(▲488円)  
うち消費税額分 124円 }

### Ⅰ 標準売渡価格の算定の説明

#### ア 標準売渡価格の算定

Ⅰの標準売渡価格は、現行標準売渡価格を小麦及び大・はだか麦別にそれぞれ平均10.4%引き下げた価格を基準とし、次のように算出したものである。

#### ｂ 麦のコスト価格と平均政府売渡価格との関係

輸入に係る麦の政府の買入の価格(以下「輸入麦買入価格」という。)にその買入、保管及び売渡しに要する費用(以下「政府管理経費」という。)を加えて得た

価格（以下「輸入麦コスト価格」という。）並びに国内で生産される麦の政府の買入の価格（以下「国内産麦買入価格」という。）に政府管理経費を加えて得た価格（以下「国内産麦コスト価格」という。）をその買入数量で加重平均した価格と、これに対応する麦の平均政府売渡価格とから算出される価格関係は、小麦についてみると、次のとおりである。

(a) 輸入麦コスト価格

|            |       |         |
|------------|-------|---------|
| ① FOB価格    | トン当たり | 207ドル   |
| ② 為替レート    | ドル当たり | 107円    |
| ③ 輸入麦買入価格  | トン当たり | 28,945円 |
| ④ 政府管理経費   | トン当たり | 7,651円  |
| ⑤ 輸入麦コスト価格 | トン当たり | 36,596円 |

(注) FOB価格は、政府が食糧用として買い付けている銘柄の直近2ヵ月間の平均価格である。

(b) 国内麦コスト価格

|             |       |          |
|-------------|-------|----------|
| ① 国内産麦買入価格  | トン当たり | 149,617円 |
| ② 政府管理経費    | トン当たり | 27,414円  |
| ③ 国内産麦コスト価格 | トン当たり | 177,031円 |

(c) (1)と(2)の価格をその買入数量で加重平均した価格とこれに対応する麦の平均政府売渡価格との関係

|                              |       |         |
|------------------------------|-------|---------|
| ① (1)と(2)の価格をその買入数量で加重平均した価格 | トン当たり | 54,312円 |
| ② ①に対する麦の平均政府売渡価格            | トン当たり | 60,600円 |
| ③ ①－②                        | トン当たり | ▲6,288円 |
| ④ ③/②                        |       | ▲10.4%  |

c 米価と標準売渡価格との関係

(a) 麦の標準売渡価格の10.4%引下げ等により推定される小麦粉の消費者価格と精米の消費者価格との関係は次のとおりである。

- ① 小麦の標準売渡価格の引下げ等により推定される小麦粉の消費者価格（1キログラム当たり）
- ⑦ 現在の平均的な小麦粉の消費者価格  
（食糧庁の「米麦等の取引価格調査」（平成5年8月分）による家庭用小袋の価格） 204円
- ④ 推定される小麦粉の消費者価格の影響額（試算）
- ① 標準売渡価格の引下げ分 ▲8円程度
- ② 加工流通経費の増加分 3円程度
- 消費者価格の影響額（ア＋イ） ▲5円程度
- ⑦ ⑦及び④から算出される小麦粉の消費者価格  
204円 － 5円 ＝ 199円
- 消費税課税額  
198円 － 5円 ＝ 193円
- ② 最近時の精米消費者価格（1キログラム当たり）  
平成5年8月の全国の精米の消費者実効価格

524円

③ 小麦粉の消費者価格の精米の消費者実効価格に対する比率

$$\frac{199\text{円}}{524\text{円}} = 38.0\%$$

(b) 過去における小麦粉の対米価比の推移は次の通りである。

| 年次    | 精米<br>実効価格(A) | 小麦粉<br>消費者価格(B) | (B)/(A) |
|-------|---------------|-----------------|---------|
| 昭和50年 | 276円/kg       | 129円/kg         | 46.7%   |
| 55    | 398           | 176             | 44.2    |
| 56    | 415           | 189             | 45.5    |
| 57    | 436           | 191             | 43.8    |
| 58    | 448           | 204             | 45.5    |
| 59    | 462           | 210             | 45.5    |
| 60    | 477           | 211             | 44.2    |
| 61    | 483           | 211             | 43.7    |
| 62    | 483           | 208             | 43.1    |
| 63    | 478           | 204             | 42.7    |
| 平成元   | 486           | 204             | 42.0    |
| 2     | 496           | 201             | 40.5    |
| 3     | 498           | 200             | 40.2    |
| 4     | 514           | 204             | 39.7    |
| 5年8月  | 524           | 204             | 38.9    |

d 引下幅の考え方

輸入麦及び国内産麦のコストの見通し、精米の消費者価格と小麦粉の消費者価格との関係、その他麦に係わる諸事情を総合的に勘案し、小麦の標準売渡価格の引下率を平均10.4%とした。

また、大麦及びはだか麦の標準売渡価格の引下率は、大麦及びはだか麦に係る諸事情を考慮し、小麦の場合と同率とした。

エ 米価審議会の答申

答 申（抜粋）

本審議会は、11月8日政府から諮問のあった米穀及び麦の標準売渡価格について、次のとおり答申する。

記

麦の標準売渡価格については、最近における麦の内外価格差、為替相場の動向等を総合的に勘案して、諮問通り引き下げることは賛成である。

（附帯意見）

麦の標準売渡価格の引下げの効果を消費者価格に的確に反映させるよう努めること。

転作緩和に伴い一層の転作麦の減少が見込まれる等の状況にかんがみ、今後の内麦生産のあり方について、早急に検討すること。

平成5年11月9日

農林水産大臣 畑 英 次 郎 殿  
米価審議会会長 澤 邊 守

## 第7節 食糧管理特別会計 の概要

### 1 予算の概要

#### (1) 5年度当初予算編成の背景

我が国の財政は、平成4年度末の公債残高が176兆円を上回る見込みであり、国債費が歳出予算の2割を越えるなど、依然として構造的な厳しさが続いており、加えて、税収動向についても引き続き極めて厳しい状況が継続するものと見込まれる。今後、急速に進展する人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応していくためには、後世に多大な負担を残さず、再び特例公債を発行しないことを基本として、公債残高が累増しないような財政体質を作り上げていくことが基本的な課題である。

このような考えの下に、平成4年6月23日閣議決定された平成5年度の概算要求基準は、公債残高累増体質からの脱却を目指して、歳出の抑制を図り、公債依存度の引下げに最大限の努力を払うなど行政改革を更に更新するという基本方針の下に、一般歳出につき経常部門経費は、対前年度予算の10%の削減、投資部門経費は前年度予算と同額とされた。

こうした情勢の下で編成された5年度の農林水産関係予算の総額（総理府など他省庁所管分を含む。）は、3兆3,680億円対前年度当初予算に比べ全体では1.7%の増となり、うち公共予算についてはNTT財源の活用も含めて4.0%増、経常部門を主体とする非公共予算（食糧管理費を含む）については1%減となっている。食糧管理費については、前年度当初予算に比べ308億円減の3,113億円となり、うち食糧管理特別会計調整資金繰入れは前年度と比べ30億円増の2,100億円となり、水田農業確立対策費は、前年度と比べ338億円減の1,013億円となった。

#### (2) 国内米の管理

新しい水田農業の確立のため、平成5～7年度を対象とする水田営農活性化対策を実施することとされ、期央年における、米の需給計画を総需要量992万t、転作等目標面積676千ha、事前売渡申込数量を700万tとされた。これを基礎として5年度においては、政府買

入数量を242万t、自主流通米予定数量を458万tとし、政府売却予定数量を186万tと予定した。

#### (3) 国内麦の管理

国内麦の管理については、5年度における国内麦の買入数量を大麦、はだか麦及び小麦の三麦を合わせて102万8千t（前年度104万5千t）と予定した。

#### (4) 輸入食糧の管理

輸入食糧の管理については、国内における米麦の需給事情等を勘案して、買入数量は、外国産米を沖縄県の需要分として1万2千t（前年度1万1千t）、外国産麦を432万8千t（前年度416万2千t）と予定した。

#### (5) 管理費等の主要事項

##### ア 制度別・用途別需給均衡化特別対策

米の制度別・用途別の需給不均衡が生じている現状にかんがみ、米の多様な需要に即した適切な生産誘導、集荷・流通の促進が図られるよう、制度別・用途別需給均衡のための特別対策を水田営農活性化対策の実施期間中実施する。

##### イ 需要拡大対策

米を中心とした日本型食生活の定着促進に資するため、既存事業を見直し、内容の拡充強化を図り、引き続き各般の施策を実施する。

##### ウ 検査業務の改善合理化の推進

国内産米の検査業務の改善合理化を一層促進する観点から、ばら・抽出検査を積極的に拡大することとし、このため、ばら検査拡大の指導対象の重点化、貿易ばら検査装置の設置及びライスセンターのばら検査体制の整備並びに食糧検査士の活用を図る。

#### (6) 農産物の価格安定

5年度においても、従来と同様「農産物価格安定法」に基づいて、甘しょ及びばれいしょの価格安定のために必要である場合には、必要数量の甘しょでん粉及びばれいしょでん粉の政府買入れを行うこととして、5年産甘しょでん粉1千t、同ばれいしょでん粉1千tの買入数量を想定して予算を編成している。

#### (7) 輸入飼料の需給安定

5年度予算においても、従来と同様「飼料需給安定法」に基づき、飼料の需給と価格の安定を図り、畜産振興に資するため、飼料需給計画により輸入飼料の政府買入れ、保管及び売渡しをすることとしている。また、備蓄対策については、58年度から実施しているが、輸入に係るとうもろこし、こうりゃんの必要数量の買入れ及び売渡しを実施している。

#### (8) 損益整理（損失補てん）の予定

ア 前年度から繰り越される調整資金は1,349億円と見込、また、5年度の食糧管理勘定（国内米・国内

麦・輸入食糧の3管理勘定)に3,394億円の損失発生を予定し5年度末における調整資金の残高を56億円と見込んで一般会計から調整勘定へ2,100億円の調整資金を繰り入れることとした。

(参考)

|                  |          |               |
|------------------|----------|---------------|
| 5年度食糧管理勘定の損失(予定) |          |               |
| 国内米管理勘定          | △2,994億円 | (前年度△2,975億円) |
| 国内麦管理勘定          | △1,304億円 | (前年度△1,339億円) |
| 輸入食糧管理勘定         | 904億円    | (前年度 927億円)   |
| 合 計              | △3,394億円 | (前年度△3,387億円) |

イ 5年度当初予算における輸入飼料勘定の損失額は、165億円と見込まれるが、この損失額は、前年度からの繰越金162億円と一般会計からの同勘定への繰入金3億円により整理することとした。

ウ 農産物等安定勘定の5年度当初予算における損失額は、前年度からの繰越金を充当し、繰越金残高は積立金として整理することとした。

## 2 決算の概要

### (1) 国内米の管理

ア 売買数量は次のとおりである。

|     | 予算(A) | 決算(B) | (B-A)  |
|-----|-------|-------|--------|
|     | 玄米千t  | 玄米千t  | 玄米千t   |
| 国内米 |       |       |        |
| 買入  | 2,415 | 20    | △2,395 |
| 売却  | 1,854 | 1,054 | △800   |

イ この結果、国内米管理勘定の損失額は、973億円となり、当初予算(2,994億円)に比べて2,021億円の損失の減少となった。その主な要因は、買入数量の減少による在庫数量の減少及び管理経費の減少等による。

### (2) 国内麦の管理

ア 売買数量は次のとおりである。

|      | 予算(A) | 決算(B) | (B-A) |
|------|-------|-------|-------|
|      | 千t    | 千t    | 千t    |
| 大麦米  |       |       |       |
| 買入   | 130   | 79    | △51   |
| 売却   | 105   | 77    | △28   |
| はだか麦 |       |       |       |
| 買入   | 16    | 11    | △5    |
| 売却   | 14    | 10    | △4    |
| 小麦   |       |       |       |
| 買入   | 882   | 563   | △319  |
| 売却   | 742   | 605   | △137  |

イ この結果、国内米管理勘定における損失額は875億円(大麦93億円、はだか麦16億円、小麦766億円)となり、当初予算(1,304億円)に比べて429億円の損失の

減少となった。その主な要因は、買入数量の減少による売買損益の減少及び管理経費の減少等による。

### (3) 輸入食糧の管理

ア 売買数量は次のとおりである。

|      | 予算(A) | 決算(B) | (B-A) |
|------|-------|-------|-------|
|      | 実千t   | 実千t   | 実千t   |
| 外国米  |       |       |       |
| 買入   | 13    | 867   | 854   |
| 売却   | 13    | 433   | 421   |
| 外国大麦 |       |       |       |
| 買入   | 54    | 118   | 64    |
| 売却   | 60    | 109   | 49    |
| 外国小麦 |       |       |       |
| 買入   | 4,274 | 4,223 | 51    |
| 売却   | 4,251 | 4,259 | 8     |

イ 輸入食糧管理勘定の決算損益は、1,077億円の利益(外米12億円、外麦1,065億円)となった。当初予算では利益額を904億円(外米12億円、外麦892億円)と予定していたのに比べて173億円の増加となった。この要因は、外麦の買入価格の低下による。

なお5年度産米の減収に伴い、緊急特例的に輸入された米穀の5年度分の利益は525億となったが、特別措置法(平成5年法律第95号)に基づき輸入食糧管理勘定から農業共済再保険特別会計の農業勘定へその全額を繰り入れた。

### (4) 農産物等の価格安定

ア 農産物等の売買は、予算上、ばれいしょでん粉及び甘しよでん粉の買入れをそれぞれ1千t予定していたが、買入れ、売却とも実績はなかった。

イ 農産物等安定勘定における損益は、当初予算で15百万円の損失を計上していたが、売買の実績はなかったため、損失及び利益の実績はなかった。

### (5) 輸入飼料の需給安定

ア 売買数量はつぎのとおりである。

|        | 予算(A) | 決算(B) | (B-A) |
|--------|-------|-------|-------|
|        | 千t    | t     | 千t    |
| 買入     |       |       |       |
| 大麦     | 1,626 | 1,421 | △205  |
| 小麦     | 1,376 | 1,180 | △196  |
| とうもろこし |       | 10    |       |
| こうりゃん  |       | —     |       |
| 計      | 3,012 | 2,611 | △401  |
| 売却     |       |       |       |
| 大麦     | 1,600 | 1,514 | 86    |
| 小麦     | 1,350 | 1,167 | △183  |
| とうもろこし |       | 10    |       |
| こうりゃん  |       | —     |       |
| 計      | 2,960 | 2,691 | △269  |

イ 輸入飼料勘定における決算損益は6億円の損失(大麦損失71億円、小麦利益140億円、とうもろこし損失75億円)となった。当初予算においては、損失額165億円を計上していたので、159億円の損失の減少となった。この要因は、買入価格の低下等による。

## (6) 決算損益の整理

## ア 調整資金

5年度における食糧管理勘定の損失額771億円(国内米損失975億円, 国内麦損失875億円, 輸入食糧利益1,077億円)については, 調整勘定に移して調整資金(3,952億円)を取り崩して処理をすることとした。その結果, 調整資金の残額(6年度への繰越)は, 3,181

億円となった。(注)

(注) 調整資金(億円)

| 前年度繰越 | 本年度受入 | 本年度損失 | 残高    |
|-------|-------|-------|-------|
| 1,852 | 2,100 | △771  | 3,181 |

## イ 輸入飼料勘定

輸入飼料勘定における決算損失6億円は, この勘定における積立金を取り崩して処理することとした。

表11 5年度食糧管理特別会計歳入歳出額総括表

(単位: 億円)

| 歳入          |         |         |  | 歳出            |         |         |  |
|-------------|---------|---------|--|---------------|---------|---------|--|
| 項 目         | 予算額     | 決算額     |  | 項 目           | 予算額     | 決算額     |  |
| 食糧売払代       | 8,659   | 7,024   |  | 食糧買入費         | 9,664   | 3,002   |  |
| 〔国内米〕       | 〔5,541〕 | 〔3,188〕 |  | 〔国内米〕         | 〔6,597〕 | 〔137〕   |  |
| 〔国内麦〕       | 〔418〕   | 〔313〕   |  | 〔国内麦〕         | 〔1,552〕 | 〔987〕   |  |
| 〔輸入食糧〕      | 〔2,700〕 | 〔3,523〕 |  | 〔輸入食糧〕        | 〔1,515〕 | 〔1,878〕 |  |
| 輸入飼料売払代     | 972     | 835     |  | 農産物等買入費       | 3       | —       |  |
| 一般会計より受入    | 2,103   | 2,100   |  | 輸入飼料買入費       | 872     | 559     |  |
| 〔調整資金〕      | 〔2,100〕 | 〔2,100〕 |  | 管 理 費         | 2,921   | 1,931   |  |
| 〔輸入飼料損失補てん〕 | 〔3〕     | 〔—〕     |  | 〔国内米〕         | 〔2,545〕 | 〔1,624〕 |  |
| 検査印紙収入      | 57      | 49      |  | 〔国内麦〕         | 〔106〕   | 〔63〕    |  |
| 雑収入         | 84      | 122     |  | 〔輸入食糧〕        | 〔91〕    | 〔91〕    |  |
| 食糧証券及借入金収入  | 11,028  | —       |  | 〔農産物等〕        | 〔0〕     | 〔—〕     |  |
| 前年度余剰金受入    | —       | 182     |  | 〔輸入飼料〕        | 〔179〕   | 〔153〕   |  |
| 純 計 額       | 22,903  | 10,312  |  | 事 務 費         | 1,171   | 1,038   |  |
| 他勘定より受入     | 19,837  | 5,773   |  | サイロ及倉庫運営費     | 48      | 24      |  |
| (歳入総計)      | 42,740  | 16,085  |  | 国債整理基金特別会計へ繰入 | 4,034   | 2,653   |  |
|             |         |         |  | 予 備 費         | 4,190   | —       |  |
|             |         |         |  | 純 計 額         | 22,903  | 9,207   |  |
|             |         |         |  | 他勘定へ繰入        | 19,837  | 5,773   |  |
|             |         |         |  | (歳出総計)        | 42,740  | 14,980  |  |

## 第8節 農産物検査制度

## 1 概 況

農産物の検査は, 農産物検査法(昭和26年法律第144号)に基づく, 米麦, 豆類, 雑穀, 特産品等32品目及び食糧事務所依頼検査規程(昭和31年3月10日農林水産省告示113号)に基づく, えん麦, いぐさ製品等について, 農産物検査官により行われる。

## (1) 検査業務の改善合理化

国内産米検査業務の改善合理化については, 昭和63年12月に閣議決定された「規制緩和推進要綱」に基づき, 検査体制の簡素合理化及び検査業務の改善を図るため, 平成4年度末を目途として, 以下の点について各種事業を活用しつつ推進してきたところである。

この結果, 概ね所期の目標に近い成果をあげることができた。今後は平成5年度からの水田営農活性化村

策の実施に伴う検査数量の増大等に対応し, 検査業務を的確かつ円滑に実施するため, 引き続き簡素合理化を図っていくこととしている。

① ばら検査については, 食糧庁における「米穀のばら流通推進対策会議」のばら流通中期目標数量である200万t(平成4年度産米)を前提とし, 全検査数量の概ね30%に拡大する。

→4年度実績約15%

② 抽出検査については, 食糧検査士の有効活用を図り, 抽出区切りの拡大を進めつつ, 全検査数量の概ね60%を目標として推進する。

→4年度実績約71%

③ 効率的な検査場所を確保するため, 一般検査場所については, 年間検査数量が概ね600t以上の検査場所での検査数量割合が一般検査場所における検査数量の概ね90%となることを目途に整備を図る。これにより全国の検査場所数が9000か所台となるよう集約整備を図る。

→600 t以上の検査場所での検査数量割合約70%（4年産実績）

総検査場所数10,557か所（4年産実績）

実施事業

ア ばら検査拡大事業（5年度予算額3億19百万円）

（ア）ばら検査拡大促進事業

生産者団体、構成員の集荷業者、生産者等に対して、ばら検査・ばら流通の必要性、効果等の普及啓蒙を図った場合に一定額を交付する。

（イ）ばら検査導入推進事業

一次集荷業者が、簡易ばら検査装置を導入して生産者が自ら乾燥、調整したもののばら化を図った場合に、ばら検査・ばら流通数量に応じ一定額を交付する。

（ウ）ライスセンターばら検査拡大推進事業

一次集荷業者が、既存のライスセンターにおいて、ばら検査の実施に必要な装置を整備し、ばら検査・ばら流通数量の拡大を図った場合に、増加数量に応じ一定額を交付する。

イ 食糧検査士活用事業（5年度予算額8億19百万円）

一般検査場所における抽出検査及び施設等におけるばら検査の円滑かつ効率的な実施を推進するため、専門的な知識と技術を有する民間能力を活用して受検準備指導を行う。

ウ 効率的検査推進事業（5年度予算額8億77百万円）

（ア）効率的検査場所体制整備事業

一次集荷業者が、検査数量が少ないなど検査効率の悪い検査場所を整理統合し、合わせて、年間検査数量が600 t以上の効率的な検査が可能な検査場所に拡充整備を図った場合等に、検査数量の増加分の一部に対して一定額を交付する。

（イ）パレット検査推進事業

一次集荷業者が、検査場所において機動的なパレット検査の実施に必要な整備、能率的な集荷・検査のための仮置テントの設置等、能率的な検査を実施するための条件整備に要した経費の一部を交付する。

## 2 国内産農作物の検査

### （1）米の検査

ア 検査対策

5年産米の検査に当たっては、重点事項として以下のことを定め、的確かつ円滑な実施を図った。

（ア）受験体制の整備及び的確な検査計画の策定

全量集荷と制度別・用途別均衡集荷及び端境期対策の確実な実施に向けた並行集荷を推進し、主食用、も

ち米、他用途利用米、特定米穀等すべての米穀を対象とした受検体制が図られるよう一次集荷業者に指導する。

また、集荷率向上を図るため、政府指定倉庫、選果場等を仮置場所として有効活用し、庭先滞貨の減少に努め、パレットや施設を有効活用した効率的な受検体制が図られるよう一次集荷業者と十分に連携を図りつつ、その他検査に対する要望を十分に把握し、検査官の効率的な配置等を行う。

（イ）検査計画の運用

検査計画の円滑な運用を図るため、品種別の刈取り、出荷の推進状況等の的確な把握に努め、実態に応じ検査計画の見直しを行い、特に、制度別・用途別集荷に資する弾力的な対応を行うとともに、検査官の配置の見直しを行い円滑な検査を行うものとする。

また、検査官は、検査当日に当初予定数量を超える検査請求がなされた場合においても、全量集荷等の必要性を踏まえ当日中に検査を終了させるよう対応する。加えて、土曜日、休日等においても、集荷業者の要請や天候等止むを得ない事情に応ずるために検査が必要となった場合には、通達に基づいてこれを取り進める。

（ウ）効率的検査の推進

効率性の高い検査を推進するため、各種事業等を活用し、ばら、抽出検査の拡大、抽出検査の抽出区切の拡大と、集荷業者における荷役、荷さばき等の合理化を図る。

（エ）事前指導と品質予察

カントリエレベーター等の施設事業者及び生産者等関係者に対し、適期刈取り適正な乾燥機の使用、施設における的確な機械操作等について指導を図り、適正な水分調整、胴割粒及び着色粒の発生防止と、麦の混入防止、石、ガラス片及び金属片の混入防止に留意して事前指導を行う。

なお、気象災害等で広い範囲において品質の低下が予想され、または発生した場合には、直ちに状況等を的確に把握し、速やかに食糧庁検査課に報告するものとする。

（オ）的確な検査の推進

適正な品位格付け及び銘柄鑑定を行うため、検査官の鑑定技術の向上、程度統一を図り、また、検査の初期段階で本年産米の品質上の特徴を速やかに把握し、検査官に周知徹底し的確な品位格付を行う。

（カ）受検品の持ち帰り防止指導

全量集荷、制度別・用途別集荷の確保を図る観点から、下位等級に格付けされることが想定された場合に

おける生産者の受検品持ち帰りに対して、集荷業者との一体的取組みの下に、再調製簿での整理、確実な出荷指導等を的確に行う。

#### (k) 特定米穀の検査

特定米穀は、食糧管理法において規程された米穀であり、検査格付の結果に基づいて特定米穀として流通する性格のものであるから、不適正な流通が行われないよう、一般米と同様な検査取扱いで適切に対応する。また、検査請求者から品質に応じた仕分けを要請された場合には積極的に行う。

#### (ク) 試行的特例規格に基づく他用途利用米の仕分け

他用途利用米の安定供給まる1確保を図るため設定された試行的特例規格の生産者、集荷業者等への周知徹底を図るとともに、品位基準に基づいた的確な仕分けを行う。

#### (ク) 整粒歩合による仕分け、品位計測結果の提供

1等の整粒歩合による仕分けを要請された場合には、新たなニーズに積極的に対応するという観点から、

十分な事前協議を行って、適切に実施する。

また、ばら検査実施の際、計測することとされているばらものに係る品位の計測結果は、品質の維持改善を助長する観点等から、検査請求者に提供する。

#### (ク) 長粒種の検査・特殊米の仕分け

長粒種については、関連通達に基づいて、的確かつ円滑な検査を実施する。

また、遺伝的な特性等により、米粒が特殊な色を有する赤米、紫黒米等及び炊飯時に独特の芳香を放つ等特殊な性質を有する香り米等のいわゆる特殊米（現行規格上は規格外に格付けされる。）については、米需要の多様化に伴い、仕分けを要請される場合も想定されるがこの場合にあっては、自主流通米の仕分けに準じて適切に実施する。

#### イ 検査の実績

5年産米の平成6年10月末日現在の検査実績は、表12のとおりであり、水稻うるち玄米の地域別の検査実績は表13のとおりである。

表12 5年産米種類別検査実績（6年10月末日現在）

| 種 類 | 検査数量<br>(t)        | 等 級 比 率(%) |      |               |                |               |            |               |  |
|-----|--------------------|------------|------|---------------|----------------|---------------|------------|---------------|--|
|     |                    | 特上         | 特等   | 1等(合格)        | 2等             | 3等            | 等外         | 規格外           |  |
| 合 計 | 4,390,439<br>(144) | 0.2        | 0.6  | 65.2          | 22.7           | 3.1           | 4.7        | 3.6           |  |
| 玄米  | 水稻うるち<br>(144)     | —          | —    | 67.0<br>(4.9) | 22.1<br>(41.3) | 2.8<br>(21.9) | 4.8<br>(—) | 3.2<br>(32.0) |  |
|     | 水稻もち               | —          | —    | 28.8          | 43.9           | 11.3          | 3.6        | 12.3          |  |
|     | 醸造用                | 7.7        | 29.7 | 45.6          | 9.1            | 3.2           | 1.6        | 3.1           |  |
|     | 陸稲うるち              | —          | —    | 36.9          | 43.7           | 3.8           | 0.0        | 15.7          |  |
|     | 陸稲もち               | —          | —    | 34.0          | 44.7           | 10.6          | 4.0        | 6.9           |  |
| もみ  | 合 計                | —          | —    | 98.7          | —              | —             | —          | 1.3           |  |
|     | 普 通                | —          | —    | 92.5          | —              | —             | —          | 7.5           |  |
|     | 種 子                | —          | —    | 100.0         | —              | —             | —          | 0.0           |  |
| 精米  | 合 計                | —          | —    | 14.1          | 3.6            | —             | 69.8       | 12.5          |  |

(注) 1 検査数量欄の( )内は水稻うるち玄米（長粒種）で内数である。

2 もみの等級比率は、合格の比率である。

3 種子もみには、準種子を含む。

4 ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100.0とならないことがある。

#### ウ 品質概況

5年産の稲の生育は、北日本を中心として過去に例をみない規模の冷害に見舞われたことに加え、西日本を中心として相次いで襲来した台風、長雨及び北海道を除きほぼ全国的に多発したもち病などにより大きな被害を被ったことから、作況指数74と戦後最低の作柄となった。

#### 地域別の品質概況は

① 北海道では全体的に登熟が悪く、一部地域では受精も阻害されたため、充実が悪く未熟粒、被害粒、死米の混入も多く、品質は平年より劣る。

② 東北では、太平洋側でヤマセの影響による受精阻害が起こったため、充実の状況、未熟粒・被害粒・死米の混入状況とも悪く、品質は平年より劣る。

日本海側では比較的被害が少なく、品質は平年よりやや劣る。

③ 関東・東山では、一部の県を除き、被害粒は平年並であったが、充実状況や死米・未熟粒の混入状況は平年よりやや劣り、総合的な品質としては、平年よりやや劣る。

④ 北陸では充実が平年よりやや劣り、登熟不足による青未熟粒及び死米が多く、品質はやや劣る。

表13 5年産水稻うるち玄米地域別検査実績(6年10月末日現在)

| 地 域   | 検査数量<br>(t) | 等 級 比 率(%) |      |      |     |  | 規格外  |
|-------|-------------|------------|------|------|-----|--|------|
|       |             | 1等         | 2等   | 3等   | 等外  |  |      |
| 北 海 道 | 292,872     | 28.2       | 35.2 | 7.7  | 0.0 |  | 28.9 |
| 東 北   | 997,238     | 69.8       | 20.7 | 2.9  | 4.5 |  | 2.2  |
| 北 陸   | 821,217     | 70.3       | 20.1 | 2.8  | 5.5 |  | 1.2  |
| 関東・東山 | 621,515     | 87.0       | 7.9  | 0.9  | 4.0 |  | 0.3  |
| 東 海   | 218,422     | 71.3       | 20.0 | 0.8  | 7.7 |  | 0.2  |
| 近 畿   | 278,935     | 83.5       | 9.4  | 0.9  | 6.0 |  | 0.2  |
| 中 国   | 350,650     | 58.2       | 32.7 | 2.6  | 5.8 |  | 0.7  |
| 四 国   | 144,793     | 60.2       | 31.1 | 1.9  | 5.5 |  | 1.2  |
| 九 州   | 410,575     | 48.1       | 39.3 | 4.7  | 5.6 |  | 2.2  |
| 沖 縄   | 3,142       | 12.2       | 71.3 | 14.2 | 0.9 |  | 1.4  |
| 合 計   | 4,139,358   | 67.0       | 22.1 | 2.8  | 4.8 |  | 3.2  |

(注) ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100.0とならないことがある。

⑤ 東海では、充実や未熟粒・死米の混入状況はやや劣るものの、被害粒の混入は前年並であり、全体的な品質は前年並

⑥ 近畿では、充実状況はやや劣るものの、被害粒・未熟粒・死米の混入状況は前年並であり、全体的な品質は前年並。

⑦ 中国では、死米・未熟粒の混入はやや多いものの、被害粒の混入状況は前年並であり、全体的な品質は前年並。

⑧ 四国では、充実がやや劣ったものの未熟粒・死米の混入状況がほぼ前年並であり、一部地区を除き、ほぼ前年並。

⑨ 九州では南部を中心に台風の影響を受け、被害粒の混入は前年並であるが、奇形粒が見られ充実、未熟粒・死米の混入状況もやや劣ることから、全体的な品質は劣る。

#### エ 産地品種銘柄の概況

5年産水稻うるち玄米の産地品種銘柄は、43道府県、77品種、165産地品種(4年産、43道府県、74品種、163産地品種)であり、平成6年10月末日現在における銘柄の検査数量(他用途利用米等も含む、すべての水稻うるち玄米)は、313万9千tである。これは4年産前年同期の512万1千tに比べ198万1千t、約39%減少している。また、水稻うるち玄米に占める割合は、76%(4年産同期79%)であった。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが113万2千t(4年産同期159万6千t)で36%を占め、以下ササニシキ29万6千t(4年産同期74万3千t)で9%と上位2品種で45%(4年産同期46%)を占めている。しかし、上位2品種のうちササニシキが占める割合は21

% (4年産同期32%)となっており、特に、近年ササニシキの作付けの減少傾向が目立つ。また3位以下の品種では、あきたこまち、日本晴、ゆきひかり、きらら397、ヒノヒカリの順に検査数量が多く、上位7品種では全体の70%であり、前年の71%に比べてほぼ同程度となっている。

#### (2) 麦 の 検 査

##### ア 検査対策

5年度の検査に当たっては、良品質麦の確保と流通の円滑化等を図る観点から、

(1) 良品質麦確保のための事前指導の推進

(2) 検査計画の弾力的な運用

(3) 受検者に対する格付け理由の説明

等を重点事項として、関係機関、団体との密接な連携の下に検査を実施した。

##### イ 検査実績

(1) 5年産麦の検査実績は、表14のとおりである。検査数量の合計は、91万3千tで、前年に比べ11万4千t減少(前年比89%)した。

これは、麦全般で作付面積が減少したことによる。

(2) 検査等級比率は、種類毎の上位等級比率(1等、ビール大麦:1等+2等)をみると、大麦は、65.5%(前年産61.2%)、はだか麦は48.9%(同36.0%)、小麦は62.7%(同56.3%)、ビール大麦は68.6%(同61.6%)と、全麦種で前年を上回った。これは、登熟期及び収穫期が概ね天候に恵まれたことによる。

##### ウ 品質概況

##### (1) 普通小粒大麦

東北、関東・東山は、概ね天候に恵まれたことから良品質となった。しかし、主産地である北陸では、早

刈りによる未熟粒の混入、降雨による光沢不良のものが見られたこと等により、昨年より若干品質が悪くなっている。

(4) 普通大粒大麦及びビール大麦

関東・東山については、刈り取りの遅れたものに光沢不良のものが散見されるが、概ね天候に恵まれ良品質となっている。九州は4月上旬に晩霜があり一部に未熟粒の混入が見られたが、その後の天候に恵まれ被害粒の発生は少なく、昨年より良品質となっている。

(ウ) 普通はだか麦

主産地の四国は、一部において早刈りとなったものや、遅れ穂の発生による充実不足の粒の混入が見受け

られるが、登熟期の天候に恵まれたこともあり良品質となっている。

(エ) 普通小麦

北海道は、低温・寡照により生育が大幅に遅れた。また、全道的に早刈りにより高水分のものを乾燥調整したため光沢が劣り、時に道東地域で形質がやや不良となっているが、品質は前年を上回っている。関東・東山では、一部地域で収穫期の降雨による発芽粒、たい色粒が混入したものの全般的には天候に恵まれて良品質になっている。しかし、九州では4月上旬の晩霜による遅れ穂の発生や、早刈りによる未熟粒の混入等により、昨年よりも品質は低下している。

表14 平成5年産麦類検査成績 (平成6年5月末日現在)

| 種 類       | 検査数量<br>(t) | 等 級 比 率(%) |      |       |       |
|-----------|-------------|------------|------|-------|-------|
|           |             | 1 等        | 2 等  | 等 外 上 | 規 格 外 |
| 大 麦       | 90,251      | 65.5       | 23.0 | —     | 11.6  |
| は だ か 麦   | 11,445      | 48.9       | 47.2 | —     | 3.9   |
| 小 麦       | 634,549     | 62.7       | 26.9 | —     | 10.5  |
| ビ ー ル 大 麦 | 133,712     | 3.2        | 65.4 | 31.4  | —     |
| 飼 料 用 大 麦 | 34,369      | (合格)100.0  | —    | —     | —     |
| 種 子 用 麦   | 8,809       | (合格)100.0  | —    | —     | —     |
| 合 計       | 913,135     |            |      |       |       |

(注)等級比率の内訳の計は、四捨五入の関係上総数(100%)に一致しない場合がある。

(3) その他の農産物の検査

農産物検査法に定められた品目のうち、米麦(製品を含む。)以外の品目及び食糧事務所依頼検査規程に基づく品目の検査結果や次のとおりである。

ア 農産物検査法に基づく品目

| (品目)    | (検査実施県)    | (検査数量t) |
|---------|------------|---------|
| 大 豆     | (北海道ほか44県) | 30,113  |
| 小 豆     | (北海道ほか4県)  | 20,147  |
| え ん ど う | (北海道)      | 153     |
| い ん げ ん | (北海道)      | 18,606  |
| とうもろこし  | (長野県)      | 15      |
| な た ね   | (北海道ほか18県) | 765     |
| 甘 し ょ   | (神奈川県)     | 27      |
| 馬 鈴 し ょ | (北海道ほか3県)  | 6,257   |
| 甘しよ生切干  | (山口県ほか4県)  | 1,894   |
| そ ば     | (北海道ほか14県) | 3,727   |
| で ん 粉   | (北海道ほか4県)  | 318,272 |
| は っ か   | (北海道)      | 2       |

イ 食糧事務所依頼検査規程に基づく品目

| (品目)      | (検査実施県)   | (検査数量t) |
|-----------|-----------|---------|
| い ぐ さ 製 品 | (島根県ほか3県) | 4,811   |

なお、5年産大豆の検査に当たっては、大豆の流通

実態を踏まえて①「普通大豆の規格その一」と「普通大豆の規格その二」を「普通大豆」の規格に統合、②豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途へ使用される大豆に適用する「特定加工用大豆」の規格の新設等検査規格の改正が行われたことを受けてこれに的確に対応しつつ、良品質大豆の生産と円滑な流通の促進を図るため、①検査体制の点検・整備、②事前指導、③検査の適正化、④抽出検査及びばら検査の推進を重点として取り進めた。

5年産大豆は、低温・寡照・多雨の不順な天候と台風の影響から作柄が悪く、作況指数は66の「不良」であった。

4年産と比較すると、収穫量は、10万tと47%減少した。これは、10a当たりの収量は前年(作況指数96)を大きく下回り、作付面積も20%減少(△22,500ha)したためである。これに伴い検査数量も前年より63%(△4万8千t)減少し、約3分の1となった。検査等級は、規格改正が行われたことから単純に4年産と比較はできないものの上位等級の比率は高くなっている。

(4) 包装の使用状況

5年度における米麦の包装の種類別使用状況は、次のとおりである。

(単位：千個、%)

| 包装の種類 |  | 米       | 麦       |
|-------|--|---------|---------|
| 麻 袋   |  | (9.2)   | (11.0)  |
|       |  | 5,239   | 427     |
| 樹 脂 袋 |  | (8.6)   | (8.9)   |
|       |  | 4,889   | 345     |
| 紙 袋   |  | (82.2)  | (80.1)  |
|       |  | 47,044  | 3,122   |
| 計     |  | (100.0) | (100.0) |
|       |  | 57,173  | 3,894   |

(注) 1 紙袋、麻袋及び樹脂袋30kg袋は60kg換算個数である。

2 ( )は包装の種類別比率である。

### 3 外国産農産物の検査

5年度における外国産農産物の検査数量及び品質状況は、次のとおりである。

#### (1) 米 穀

##### ア 検査数量

| 産 地・銘 柄                          | 数量 (t) |
|----------------------------------|--------|
| タイ国産うるち砕精米 (A <sub>1</sub> スーパー) | 11,760 |
| タイ国産もち精米 (長粒種)                   | 1,049  |

##### イ 品質

規格外となったものはなく、安定していた。

#### (2) 小 麦

##### ア 検査数量

(単位：千t、%)

| 産 地     | 食糧用    | 飼料用    | 計       | 国別比率    |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| ア メ リ カ | 2,445  | 569    | 3,014   | (55.8)  |
| カ ナ ダ   | 1,267  | 18     | 1,285   | (23.8)  |
| オーストラリア | 501    | 604    | 1,105   | (20.4)  |
| 計       | 4,213  | 1,191  | 5,404   | (100.0) |
| 用途別比率   | (78.0) | (22.0) | (100.0) |         |

##### イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず、規格外 (否) となったものは、次のとおりである。

| 産 地  | 項 目   | 船数 | 検査証明書<br>発行件数 | 数量 (t) |
|------|-------|----|---------------|--------|
| アメリカ | 水分    | 3  | 5             | 30,438 |
|      | 発芽粒   | 10 | 18            | 51,340 |
|      | きょう雑物 | 10 | 17            | 38,885 |
|      | 粗たん白  | 5  | 8             | 24,903 |

#### (3) 大 麦

##### ア 検査数量

| 産 地     | 食糧用   | 飼料用    | 計       | 国別比率    |
|---------|-------|--------|---------|---------|
| ア メ リ カ | —     | 74     | 74      | (4.8)   |
| カ ナ ダ   | 11    | 895    | 906     | (59.0)  |
| オーストラリア | 105   | 452    | 557     | (36.2)  |
| 計       | 116   | 1,421  | 1,537   | (100.0) |
| 用途別比率   | (7.5) | (92.5) | (100.0) |         |

##### イ 品質

規格外となったものはなく、安定していた。

## 第9節 加工食品

### 1 みそ・しょうゆ

#### (1) 企業構造

みそ製造業の企業数は、平成5年度みそ工場実態調査 (平成4年12月現在) によれば、1,509企業 (1,513工場) であり、そのほとんどが中小企業である。

また、しょうゆ製造業の企業数は、平成2年度しょうゆ工場実態調査によれば、2,115企業 (2,120工場) である。これらのほとんどが中小企業で、大企業は5社 (7工場) にすぎないが、生産シェアで約49% (5年) を占めている。

#### (2) 生産状況

5年におけるみそ・しょうゆの生産数量は、みそは55万9千tで前年より7千tの減 (前年比1.2%減)、しょうゆは116万klで前年より2万6千klの減 (同2.2%減) となった。

#### (3) 輸出状況

5年におけるみそ・しょうゆの輸出数量は、みそは3千tで前年比0.7%増、金額では7億7,101万円で前年比0.7%減となっており、主要輸出先はアメリカ、台湾、シンガポール等である。また、しょうゆは1万2千klで前年比4.4%増、金額では21億8,110万円で前年比0.5%減となっており、主要輸出先はアメリカ、タイ、香港等である。

### 2 小 麦 粉

#### (1) 企業構造

平成6年3月末現在における小麦粉製造業の企業数は145 (工場数188) であり、これらを合計した日産設備能力は、3万3千tとなっている。小麦粉製造業は、ほとんどが中小企業であり、そのうち34%が日産設備能力50t未満の零細企業である。

生産シェアにおいては大企業 (4社) が65%を占めている。

#### (2) 生産状況

5年度における小麦粉の生産数量は、479万1千tで前年より2.7%増である。用途別小麦粉の生産比率は、パン用粉、めん用粉がともに35.9%、菓子用粉の13.0%となっており、この3用途で生産数量全体の84.8%を占めている。

#### (3) 近代化計画

中小企業近代化促進法に基づき、平成5年度から平成9年度を目標年度とする第5次近代化計画を策定

し、これに基づき構造改善事業（参加企業数112企業）を実施している。

### 3 精 麦

#### (1) 企 業 構 造

平成6年3月末現在における精麦業の企業数は、89（工場数は91）で、すべて中小企業である。

#### (2) 生 産 状 況

5年度における精麦に生産数量は11万1千t（前年比3.8%増）となっている。種類別生産比率は、普通精麦92.6%（押麦15.0%，切断圧べん0.9%，切断無圧べん4.9%，精白麦71.8%），ビタミン強化精麦7.4%となっている。

### 4 麦 茶

#### (1) 企 業 構 造

6年3月現在における麦茶製造業の企業数は、92（工場数92）であり、すべて中小企業である。

#### (2) 生 産 状 況

5年度における麦茶の生産数量は3万tで、前年比3.8%減となっている。

### 5 めん類(生めん類, 乾めん類, 即席めん類, マカロニ, スパゲッティ類)

#### (1) 企 業 構 造

平成6年3月現在におけるめん類製造業の工場数は、生めん類4,841，乾めん類2,416，即席めん類86，マカロニ・スパゲッティ類13で合計7,356工場となっている。めん類製造業は、大企業の数が極めて少なく、即席めん類以外はおおむね中小企業である。

#### (2) 生 産 状 況

5年におけるめん類の生産量は、145万t（小麦粉換算）で前年より1万3千t減（前年比0.9%減）となっている。

種類別にみると、生めん類72万1千t（前年比0.3%増），乾めん類26万3千t（同4.2%減），即席めん類32万t（同0.5%減），マカロニ・スパゲッティ類14万t（同1.9%減）である。

#### (3) 輸 出 入

5年におけるめん類の輸出量は、1万4千t（輸出金額40億円）で前年比12.3%減（同2.4%減）となっている。これを種類別にみると乾めん類7.1千t（同18億），即席めん類4.7千t（19億円），マカロニ・スパゲッティ類2.1千t（同1.9億円）である。

一方輸入量は5万t（輸入金額48億円）で前年比6.4%増（同17.2%減）となっている。

これを種類別にみると、乾めん類1.5千t（前年比8.9

%増），即席めん類0.5千t（同30.5%減），マカロニ・スパゲッティ類48.1千t（同7.3%増）である。

### 6 パ ン 類

#### (1) 企 業 構 造

平成2年12月末現在におけるパン製造業の企業数は、4,913（5,027工場）であり、そのうち大企業は28社となっている。

#### (2) 生 産 状 況

5年におけるパン類の生産数量は118万2千t（小麦粉換算）で前年比0.1%増となっている。

これを種類別にみると、食パン62万9千t（前年比1.1%減），菓子パン34万2千t（同2.4%増），その他パン15万6千t（同3.2%増），学給パン5万4千t（同7.4%減）である。

### 7 ビスケット類

#### (1) 企 業 構 造

平成2年12月末現在におけるビスケット類の製造を行っている菓子製造業の企業数は145企業（172工場）であり、そのうち大企業は、33社となっている。

#### (2) 生 産 状 況

5年におけるビスケット類の生産数量は25万製品tで前年比0.3%減となっている。

#### (3) 輸 出 入

5年におけるバスケット（スイート）類の輸出数量は2千t，金額では15億8千万円で前年比各々14.7%増，18.2%増となっている。主要輸出先は台湾，香港，シンガポール等である。

一方，輸入数量は6千1百t，金額では31億1千万円で前年比は各々30.0%増，5.2%増となっている。主要輸出先はデンマーク，アメリカ，オランダ，シンガポール，イギリス等である。

### 8 米菓（あられ・せんべい）

#### (1) 企 業 構 造

4年度米菓工場実態調査（3年12月末日現在）における企業数は、1,011（工場数1,039）であり、ほとんどが中小企業である。

なお，主要5社（13工場）が占めている生産シェアは43%（5年）となっている。

#### (2) 生 産 状 況

5年の米菓の生産数量は22万tで前年より1万2千の減（前年比5.2%減）である。

#### (3) 輸 出 入

5年の米菓輸出数量は、4,823tで前年比15.3%減，

金額では、32億3,746万円で前年比20.8%減となっており、主要輸出先はオランダ、アメリカ、オーストラリア等である。

一方、輸入数量は10,203tで前年比42.4%増、金額では27億447万円で前年比25.9%増となっており、主要輸入先はタイ、台湾、韓国等である。

## 9 加工米飯

### (1) 企業構造

平成6年3月末現在における加工米飯製造業の企業数は、延べ数で151企業となっている。このうちの大半は、中小企業で占められている。

### (2) 生産状況

5年における加工米飯の生産量は16万3千tで、前年比8.6%増となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯2万3千t(前年比9.6%増)、無菌包装米飯1万t(同37.8%増)、冷凍米飯12万2千t(同6.5%増)、チルド米飯2千t(同11.0%増)、罐詰米飯2千t(同25.6%増)、乾燥米飯4千t(同0.5%増)となっている。

## 10 米麦加工食品改善推進事業

近年、米麦加工食品の需要は、国民の食料消費が平均的には、既に飽和水準に達している中で、総じて伸び悩みの傾向にある。一方、諸外国からの食料品の輸入は増大しており、米麦加工食品産業をめぐる環境は、極めて厳しい状況となっている。このため、昭和59年度以降、米麦加工食品産業の健全な発展に資するため、米麦加工食品を取り巻く諸問題を検討し、今後の展開方向を指すための各種事業を推進している。

平成5年度においては、財団法人全国食生活改善協会に次のような事業を委託した。

### (1) 米麦加工食品産業協議会

米麦加工食品業界の将来展望を見据えつつ、将来的な食管制度の運営のあり方について、業界が抱える中・長期的な観点から解決すべき重要な課題にテーマを絞り、分析・検討を行った。

### (2) 基礎調査

上記の米麦加工食品産業協議会と併せて本事業の円滑な推進を期するため、次のような調査を実施した。

ア 米麦加工食品の地域連携システムの関する調査  
活力ある米麦加工食品産業の育成、強化を図る観点から、比較的小規模ではあるが、販売が伸びている地域の米麦生産者との製造業者、さらには消費者(生協等)が一体となって新製品の開発、生産、販売を行っている事例等の実態調査を行い、総合的に分析・検討

を行った。

イ 米麦加工食品の流通及び取引慣行に関する調査  
米麦加工食品産業の健全な育成を図る観点から、業界の流通実態を把握することとし、パン及びめん業界における流通及び取引慣行についての実態調査を行い、総合的に分析・検討を行った。

ウ 米の新加工食品の生産、流通等に関する調査

米の新加工食品の分野の企業の活性化を促し、米の需要拡大に資する観点から、これらの企業に対する支援のあり方の検討に資するため、米の新加工食品の製造企業に対し、生産、流通等の実態調査を行い、また、消費の実態調査も併せて行い、総合的に分析・検討を行った。

## 11 食品流通改善巡回点検指導事業

近年、食品に関する価格の安定、流通の円滑化、品質の維持向上、表示の適正化及び安全性の確保等についての国民の要請はますます高まっており、これらの要請に応じて、きめの細かい食品行政の展開を図ることが現下の急務となっている。

このような状況にかんがみ、食糧事務所の業務の運営の実情をも踏まえて、昭和53年度から「食品流通改善巡回点検指導事業」を実施している。

この事業は、食糧事務所職員が食品の生産及び流通の各段階にわたる巡回点検、指導等を実施することにより、安全かつ良質な食品の供給と表示の適正化、価格需給動向の予察、価格高騰時のパトロール等の対策を総合的に推進するものであり、5年度は次の業務を実施した。

- (1) 食品品質表示基準遵守状況点検指導業務
- (2) 食品製造業食品製造基準遵守指導業務
- (3) 食品卸小売店食品流通基準等遵守指導業務
- (4) 冷凍食品小売店品質管理指導業務
- (5) 食品自動販売機適正設置管理指導業務
- (6) 食品価格需給動向予察業務
- (7) 米麦加工食品基礎調査業務
- (8) 食品流通改善基礎調査業務
- (9) 食品価格高騰時パトロール業務
- (10) 放山野菜販売状況等監視指導業務
- (11) 外食価格等動向調査監視指導業務
- (12) 水産物調整保管物資点検業務
- (13) 生鮮食品等緊急対策業務
- (14) 農産物安全対策業務
- (15) 畜産物安全対策業務
- (16) 水産物安全対策業務

